

日野市市制施行 60 周年記念誌・記念映像作成業務委託 公募型プロポーザル募集要項

1 業務名

日野市市制施行 60 周年記念誌・記念映像作成業務委託

2 業務概要

- (1) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (2) 委託期間 令和 5 年（2023 年）4 月 1 日から令和 5 年（2023 年）11 月 30 日（木）まで
- (3) 委託限度額 5,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）
※上記の金額は、提案に当たっての目安となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、上記の金額と必ずしも一致しない。
※本事業は予算決定前の準備行為として行うもので、事業の実施を確約するものではない。

3 プロポーザル参加及び業務受託の資格要件

プロポーザルに参加し、事業を受託する事業者は、以下の要件を満たす必要がある。

- (1) 類似業務の受託実績があり、仕様書に記載の業務を遂行する能力、実績が十分にあること。
- (2) 単体での申請とし、企業共同体（JV）申請は認めないものとする。ただし、業務遂行において専門性が高く再委託等が必要である場合は、その都度市と協議するものとする。
- (3) 令和 5 年 4 月 1 日時点において、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける物品買入れ等競争入札参加資格において、申請先自治体「日野市」を登録していること。ただし、登録をしていない場合は、以下の書類を提出することで、参加資格を満たすことができる。
 - ・履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
 - ・財務諸表
 - ・法人事業税の納税証明書
 - ・納税証明書その 1（法人税かつ消費税及び地方消費税）
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (5) 申込日現在、東京都内において指名停止期間中でないこと。
- (6) 会社更生法の適用を申請したものにあっては、裁判所より更生計画の認可決定を受けていること。
- (7) 民事再生法の適用を申請したものにあっては、裁判所より再生計画の認可決定を受けていること。
- (8) 日野市契約における暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置を受けていないこと。
- (9) 応募に関して必要となる費用は、すべて応募者の負担とすること。

4 委託事業者の選定及び委託契約の方法

- (1) 委託事業者の選定に当たっては、企画提案を公募し、提出された企画提案の内容について、書面及び提案者のプレゼンテーションを審査会で審査し、決定する。
- (2) 契約条件が合意に至らない場合は、次点者と契約締結について協議を行うことがある。
- (3) 仕様書及び提案書等の記載事項を踏まえて受注候補者と協議し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条に定める随意契約により、速やかに契約手続きを進めるものとする。ただし、本業務の目的達成のため、提案協議により必要な範囲において項目を追加、変更、削除することがある。また、これにより、見積額を超えない範囲で契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。なお、受注候補者が応募資格を満たさないと判明した場合や、その他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、次点の者と順次交渉するものとする。

5 質問と回答

- (1) 提出方法
質問は必ず質問書（任意）を用い、電子メールで行うこと。（送信後は必ず受信を電話で確認すること。）なお、電話のみ等による質疑は一切受け付けない。
- (2) 受付日
令和5年（2023年）1月27日（金）
- (3) 提出先メールアドレス：kikaku@city.hino.lg.jp
- (4) 質問への回答
（1）の質問書に対する回答は、質問内容と回答を参加者全員への電子メールで行う。

6 企画提案書の提出

- (1) 提出書類
以下の①～④の書類を紙に印刷し、提出すること。
 - ①参加表明書（様式1）
 - ②会社概要及び類似業務実績（様式2・様式3）
 - ③企画提案書表紙（様式4）
 - ④企画提案書（任意様式）
 - ・原則A4版両面使用とし、縦横は問いません。両面印刷とします。
 - ・仕様書、審査基準、参考資料（HP参照）及び（2）提案書に求める事項を参照のうえ作成すること。
 - ⑤見積書（任意様式）：
 - ・委託費用の上限額の範囲内で、全ての経費をできるだけ詳細に、経費区分がわかるように具体的に積算すること。
- (2) 提案書に求める事項
日野市市制施行60周年の記念誌・記念映像を作成する業務ではあるが、そのプロセスを市民と共にとり上げていくかを大切にしたい。その上で、提案書に以下の点を盛り込み提案して下さい。
 - ・本業務に対する自社の強み、工夫事項
 - ・コンセプト概要
 - ・撮影方法概要

- ・SDGsに関する自社の取り組み
- ・業務遂行人員体制（責任者、担当部署を記載、なお、業務の一部を外部の別会社に委託する場合は、その会社名、責任者名を記載すること）

(3) 提出部数：正本1部、副本5部

(4) 提出期間

令和5年（2023年）2月6日（月）～2月7日（火）17時（必着）

※持参又は郵送のこと。メールでの提出不可。

※質問への回答等に使用するメールアドレスから5（3）のメールアドレスに件名「日野市市制施行60周年記念誌・記念映像作成業務委託プロポーザル申し込み」でメールアドレスを記載して送付すること。

(5) 提出先

住所：〒191-8686 東京都日野市神明1-12-1

日野市企画経営課政策調整係 担当：馬場

メールアドレス：5（3）に同じ。

7 委託業者の審査方法

評価方法は変則2段階方式とし、5社以上の申し出があった場合、書類審査（応募資格の確認及び企画提案書等）を行い、上位4者（最大）を一次評価通過者とする。申し出が5社未満であった場合は、すべての業者が二次審査に進む。二次評価では、第一次評価を通過した者による提案書に基づくプレゼンテーションを実施し、最優秀提案者及び優秀提案者を選定する。

8 プレゼンテーション

日時：令和5年（2023年）2月16日の午前中で指定する時間

会場：日野市役所

プレゼンテーション時間は、20分以内とし、その後、質疑応答とする。

※日時の詳細について、別途参加者へメールにて連絡することとする。

※日時は変更する場合があります。

9 審査基準

審査項目	配点	審査基準
①提案内容の独創性	20	・自社の強みを活かした発想や工夫に基づく提案がなされているか。
②テーマに関する分析	20	・「未来を考えるきっかけづくり」とキャッチコピー「ありがとう60年 誠の心で これからも」や、日野市の現状を理解した上で、市民と共に作り上げる提案内容となっているか。
③業務の実施体制	10	・業務を遂行できる実施体制となっているか。
④業務内容の理解度	20	・記念誌・記念映像を作成する業務ではあるが、そのプロセスを市民と共有できるかを大切にしたいとする内容を理解した上での提案内容となっているか。
⑤専門的知識・業務実績	20	・業務を遂行するために必要な専門的知識を有しているか。 ・同種・類似業務について十分な実績があるか。
⑥価格点	10	・予算上限額に対する価格提案額に応じて評価する。

合計	100
----	-----

10 結果の通知

書類審査の結果は審査の結果（提案の採否）は、後日、書面で通知する。

11 スケジュール（予定）

- (1) 質問書受付日 : 令和5年（2023年）1月27日（金）
- (2) 企画提案書提出期間 : 令和5年（2023年）2月6日（月）・7日（火）
- (3) 一次審査結果通知 : 令和5年（2023年）2月13日（月）
- (4) プレゼンテーション : 令和5年（2023年）2月16日（木）
- (5) 見積書徴取、委託契約締結 : 令和5年4月1日
- (6) 業務完了期限 : 令和5年（2023年）12月31日（日）

12 その他

- (1) 提出された企画提案書は返却しない。また、提案者に無断で使用しないものとする。
 - (2) 企画提案書等の作成及びこれらに係る附帯作業の経費等は、提案者の負担とする。
 - (3) プロポーザル審査は、参加申請が1者であっても実施する。
 - (4) 参加表明手続きを行った後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、参加辞退届（任意）を提出すること。
 - (5) 記念事業・冠事業において、撮影候補となる事業は次の通りとする。
 - ・新選組まつり
 - ・地域懇談会
 - ・小島善太郎展
 - ・その他 委託者が指定する事業
- ※月1回程度を想定